

(事業主の方へ)

新型コロナウイルス感染症に係る 雇用調整助成金の特例措置を延長します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、**労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合**に、**休業手当相当額等**を助成するものです。

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい～

延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和2年12月31日までを期限に**雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、現在の雇用情勢を鑑み、この特例措置を

令和3年2月28日

まで延長いたします。

注意点など

○令和2年12月31日を期限とする**特例措置について令和3年2月28日まで延長いたします。**

- 休業・教育訓練の場合の助成率
 - ・中小企業 4/5 (解雇等を行っていない場合は10/10)
 - ・大企業 2/3 (解雇等を行っていない場合は3/4)
- 休業・教育訓練の助成額の上限 日額 15,000円
- 学生アルバイト・パート労働者（※1）も対象（※2）
 - (※1) 週の所定労働時間が20時間未満の労働者
 - (※2) 「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

○特例措置の延長に関わらず、従来通り、**支給対象期間の末日の翌日から2ヶ月以内**に申請する必要がありますのでご留意ください。

○令和3年3月以降の対応については、雇用情勢等を総合的に考慮し改めて判断することとしています。

お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL021228企01

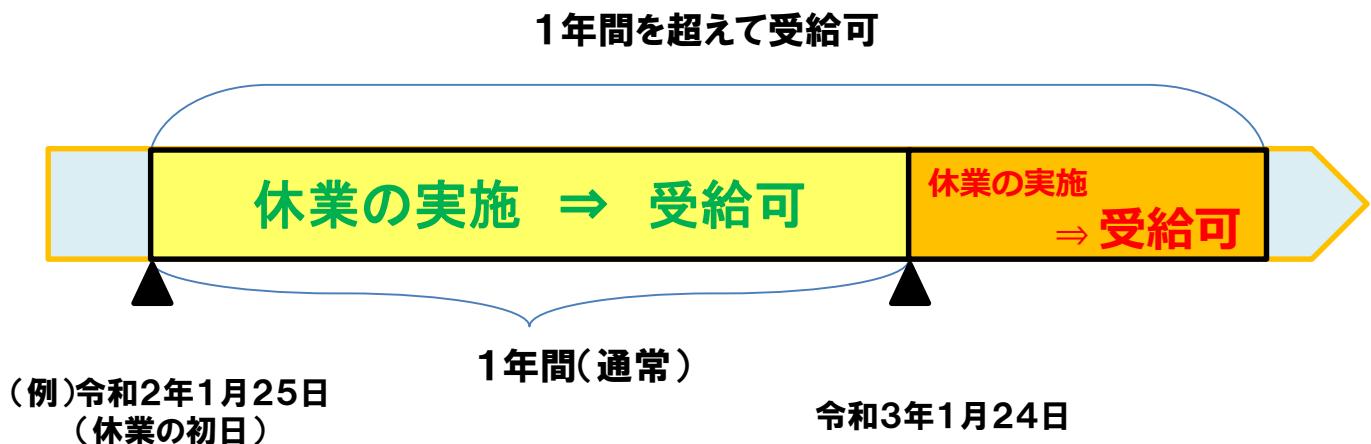
雇用調整助成金を受けている事業主の方へ

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長（令和3年2月28日まで）に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主は、雇用調整助成金を

1年を超えて引き続き受給することができます。

※ 1年を超えて引き続き受給できる期間は令和3年6月30日までとなります。

【特例措置延長後】



雇用調整助成金は、通常、1年の期間（対象期間）内に実施した休業等について受給することができますが、新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長に伴い、1年を超えて引き続き受給することができます。

お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL030108企01

「出向」により労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さまへ

「産業雇用安定助成金（仮称）」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、出向により労働者の雇用を維持する場合、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する「産業雇用安定助成金（仮称）」を創設します。**

助成金の対象となる「出向」

■**対象**：雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。

■**前提**：雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。

[その他要件]

- ・出向元と出向先が、親子・グループ関係にないなど、資本的、経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること
- ・出向元で代わりに労働者を雇い入れる、出向先で別の人を出向させたり離職させる、出向元と出向先で労働者を交換するなど、玉突き雇用・出向を行っていないことなどの要件があります。

※上記のほかにも要件があります。詳細は現在検討中です。

対象事業主

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（**出向元事業主**）
- ② 当該労働者を受け入れる事業主（**出向先事業主**）

助成率・助成額

○出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成します。**

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額		12,000円／日

○出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるために用意する機器や備品などの**出向に要する初期経費の一部を助成します。**

	出向元	出向先
助成額	各10万円／1人当たり（定額）	
加算額（※）	各5万円／1人当たり（定額）	

※出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

※この内容を含む制度の詳細は現在検討中です。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL021228企04

助成対象となる経費

- 出向開始日が令和3年1月1日以降の場合、
出向開始日以降の出向運営経費および出向初期経費が助成対象となります。
- 出向開始日が令和3年1月1日より前の場合、
1月以降の出向運営経費のみ助成対象となります。

受給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との**契約※1**
労働組合などとの**協定**
出向予定者の**同意**

※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の待遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。

出向計画届提出・要件の確認※2

※2 **出向元事業主と出向先事業主が共同事業主として出向計画届を作成し**、出向開始日の2週間前までに**都道府県労働局またはハローワークへ提出してください。**（**手続きは出向元事業主が行います**）

出向の実施

※3 1か月以上6か月以下の任意で設定した期間（月単位）ごとに出向元事業主と出向先事業主が共同事業主として支給申請書を作成し、**都道府県労働局またはハローワークへ提出してください。**（**手続きは出向元事業主が行います**）

支給申請※3・助成金受給※4

※4 支給申請書に基づき、出向元事業主・出向先事業主それぞれに助成金を支給します。

参考：助成額比較(イメージ)

⚠ 一度の出向で、現行の雇用調整助成金（出向）による出向元への助成措置にも該当する場合があり得ます。この場合には**いずれか一方の助成金のみ**が申請可能です。

例えば、次の条件の場合、以下のような助成額になります。

- 出向期間中の賃金日額と出向元での直近の賃金日額のいずれか低い方の額 **9,000円**
- 出向期間中の出向運営経費
 - 出向元賃金負担 **3,600円**、出向先賃金負担 **5,400円**、
 - 出向先で教育訓練および労務管理に関する調整経費など **3,000円**

※ 出向元・先ともに中小企業事業主

※ 出向元事業主が労働者の解雇などを行っていない

※ 実際に支払われる助成額は、端数処理などにより異なる場合があります。

■産業雇用安定助成金（仮称）

出向運営経費（出向元賃金負担） 3,600円	産業雇用安定助成金（仮称） 9/10 3,240円	実質負担 1/10 360円	出向運営経費 8,400円 (出向先賃金負担 5,400円 、教育訓練および労務管理に関する調整経費など 3,000円)	産業雇用安定助成金（仮称） 9/10 7,560円	実質負担 1/10 840円
----------------------------------	-----------------------------------------	------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------	------------------------------

※上記に加え、初回支給時に出向元・先双方に**各10万円**（一定の要件を満たす場合は**5万円加算**）を助成（出向初期経費）

■（参考）雇用調整助成金の場合

出向運営経費（出向元賃金負担） 3,600円	雇用調整助成金 2/3 2,400円	実質負担 1/3 1,200円	出向運営経費 8,400円 (出向先賃金負担 5,400円 、教育訓練および労務管理に関する調整経費など 3,000円)	実質負担 10/10 8,400円
----------------------------------	----------------------------------	-------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------

この助成金の創設には、補正予算の成立、厚生労働省令の改正などが必要であり**現時点ではあくまで予定**となります。
また、このリーフレットの内容は現時点で予定している主な要件であり、**その他の要件についても設定を行う予定**です。

(公財) 産業雇用安定センターでは 「出向」を活用して従業員の雇用を守る企業を 無料で支援しています！

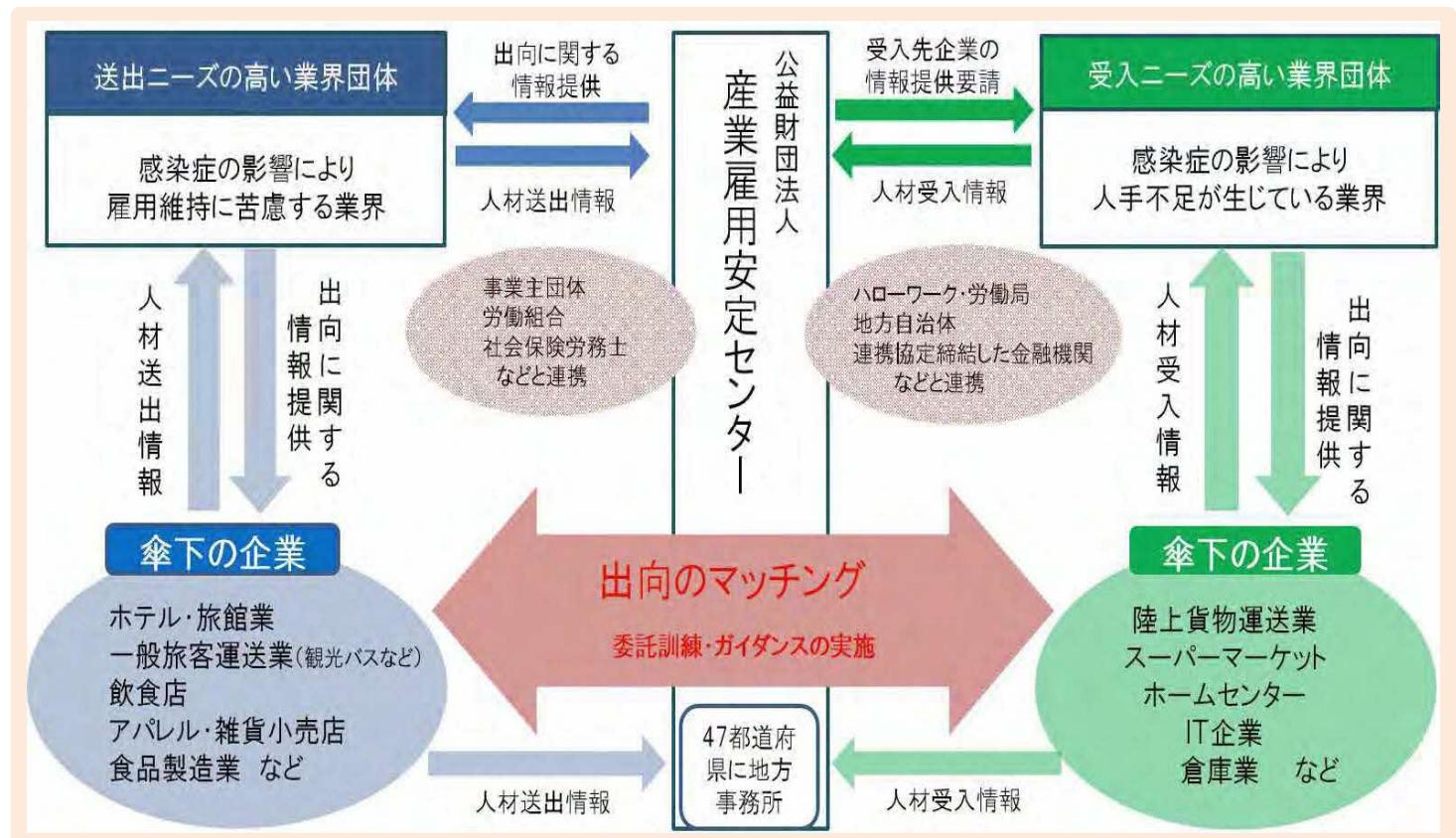
(公財) 産業雇用安定センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が、従業員の雇用を守るために、人手不足などの企業との間で「出向」を活用しようとする場合に、双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行っています。



感染症の影響で従業員の仕事がない。
雇用を維持するために一時的に他社
で働いてほしい。



人手不足が感染症の影響で加速
している。人員の確保が急務。



お問い合わせ先

全国47都道府県の県庁所在地に産業雇用安定センターの事務所があり、
無料で企業からのご相談を承っています。

(公財) 産業雇用安定センターとは

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、21万件以上の出向・移籍の成立実績があります。



(産業雇用安定センターホームページ)

感染症の影響を受けた企業の出向を活用した雇用維持の具体例

事例1：電子部品・回路・デバイス製造業 → 百貨店・総合スーパー

電子部品・回路・デバイス製造業 (送出企業)	百貨店・総合スーパー (受け入れ企業)
コロナの影響により輸出が減少したため、雇用維持のために従業員を出向させたい。	食品加工ラインの技術者として、工場製造技術経験者の出向を受け入れ。出向者の生産工程管理の技術を、他の社員へ継承させたいと考えている。

<企業規模：300人～499人>

<企業規模：500人～999人>

事例2：旅客自動車運送業 → 貨物自動車運送業

観光バス会社（送出企業）	精密部品運送会社（受け入れ企業）
観光需要の減少により観光バス運転手の雇用維持に苦慮。バス運転手を解雇してしまうとコロナ後に新たに確保しようとしても難しいことは明らかなので、出向を活用して雇用維持を図りたい。	運転手が慢性的に不足しており充足できていない。観光バスの運転手であれば、精密部品輸送に求められる丁寧かつ繊細な運転が期待できる。

<企業規模：29人以下>

<企業規模：29人以下>

事例3：旅館・ホテル業 → 食肉加工・販売・飲食業

リゾートホテル（送出企業）	レストラン（受け入れ企業）
インバウンドの減少により宿泊客が大きく減少し、従業員の雇用維持に苦慮。これを機にレストラン部門の調理人を新たな分野での技術習得など人材育成ができるような形で出向させたい。	食肉加工の直営レストランを経営している。正社員を採用したいと考えていたが、地域の企業のお役に立つことを意図して出向受け入れに切り替えることとした。

<企業規模：100人～299人>

<企業規模：30人～49人>

各地域でも出向支援の取り組みが始まっています（一例）

都道府県	概要	関係機関
千葉県	ちばの魅力ある職場づくり公労使会議において、「一時的に雇用過剰となった労働者の雇用を守るため、人手不足などの企業間との雇用シェアなど、支援に関する情報を広く発信する」ことなどを含む公労使共同宣言を採択し、オール千葉で取り組むことを県内に発信	ちばの魅力ある職場づくり公労使会議
愛知県 岐阜県 三重県	人材を送り出したい企業と受け入れたい企業双方のニーズを把握する意向確認調査において人材マッチングの仕組みを利用したいと回答した企業に対して、産業雇用安定センター3事務所（愛知、岐阜、三重）及び中部産業連盟のコーディネーターがヒアリングした上で、企業間の人材マッチングを実施	中部経済産業局、産業雇用安定センター、中部産業連盟、労働局、県、経済団体、金融機関 など
福岡県	県内4地域で企業向け説明会を開催（令和2年12月～令和3年3月：計14回 ※追加開催予定あり）	産業雇用安定センター、県、労働局
佐賀県	県、産業雇用安定センターおよび労働局が締結した「失業なき労働移動のための連携協定」に基づき、セミナーなどによる情報発信、産業雇用安定センターと連携したハローワークでの相談窓口の開設、アンケートによる出向ニーズの把握などを実施	産業雇用安定センター、労働局、県

在籍型出向による雇用維持への支援

※制度の創設には、第三次補正予算の成立、厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点ではあくまで予定となりますので、ご留意下さい。

- 出向元及び出向先双方の企業に新たな助成制度を創設するとともに、**産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化**するなど、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に雇用過剰となつた企業が従業員の雇用を守るため、人手不足などの企業との間で「雇用シェア」（在籍型出向）により雇用維持する取組みを支援する。

<対策のポイント>

- 37
1. 全国及び都道府県協議会の設置・運営等による雇用シェアリングの情報連携や理解促進
 2. 自治体等が運営するマッチングサイトや労使団体・業界団体等が保有する出向に関する情報と産業雇用安定センターが連携したマッチング支援体制の強化
 3. 在籍型出向を支援するため、出向元・出向先双方に対する助成金の創設による企業へのインセンティブの付与

